

機関継続検査（CMS）に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領

改正事項

機関継続検査（CMS）に関する事項

改正理由

(1) 2008 年 4 月に鋼船規則検査要領 B 編が改正され、機関継続検査（以下、「CMS」という。）における確認検査の方法及び実施時期に関する規定が改められた。今般、高速船に対しても上記の改正事項を適用すべく関連規定を改めた。

(2) CMS に関する現行規定では、原則として、主発電機用ディーゼル機関については機関長が行った自主開放点検の記録の確認（以下、「確認検査」という。）を行うことにより、検査員立会の下で行う開放検査に代えることができることとなっているが、少なくとも 1 台については検査員立会の下で開放検査が要求されている。

上記規定は 1981 年に定められたものであるが、現在に至るまでに機器等の信頼性は向上しており、当該機関について検査員立会の下で開放検査を行った場合と機関長による自主開放点検を行った場合を比較して、その後の損傷の発生率に差はない。

通常、主発電機用ディーゼル機関は船舶に複数台備えられており、システムの冗長性は担保されていることから、今般、当該機関を複数台備えている場合に限って、全ての主発電機用ディーゼル機関について確認検査を行うことができるよう関連規定を改めた。

(3) CMS における確認検査の実施方法をより明確にするため、確認検査に関する要件について字句等の修正を行った。

改正内容

- (1) 高速船規則検査要領の CMS に関する規定を次のように改めた。
 - (a) 確認検査の時期を開放点検後から次回定期的検査の時期までとした。
 - (b) 次回の開放点検期日を機関長による開放点検日から 5 年とした。
 - (c) 確認検査において機関長の経歴書を確認した。
- (2) CMS において、主発電機用ディーゼル機関を複数台備えている場合にあつては、全ての当該機関について確認検査を行うことができるよう改めた。
- (3) 確認検査に関する規定について字句等の修正を行った。